

官版

國法汎論

下帙

第五冊

第五拾二号

2  
B  
1

明治六年刊行

イ、カ、ブルン、チリ著  
從五位加藤知之譯

下帙第五冊

# 國法汎論

## 文部省

大審院文庫
和書門
第三九十八號
一册十一冊
カネヲ入



國法汎論卷之七 下目錄

- 第六款 議政ノ官
- 第七款 兵權○常備軍及護國軍
- 第八款 警保
- 第一款 警保ノ本性
- 第九款 警保ノ區分及其專要ノ職掌
- 第二款

B200
B 2
1 b5

下帙第五冊

國法汎論

下目錄

文部省

國法汎論卷之七 下

瑞士

イカブルンチリ 著

加藤弘之 譯

第六款 議政ノ官ラスタート

〔第一〕方今ノ世ニ於テハ、兩院アリテ憲法ヲ議定

シ、ミニスナル合院アリテ、國政ノ要務ヲ施行シ、

其他ノ諸事務ニ至テハ、各省ニ於テ、其ミニステ

ル之ヲ分掌シ得ルカ故ニ、別ニ議政ノ官ヲ置ク

ハ、無用ニ屬スルノ説ヲ唱フル者アリ、

實ニ君權無限ノ國モアブルヒ、トテ於テハ、兩院





ノ心思ナリ、ミニステルハ余カ施行ノ為、ノ心思ナリト、

〔第二〕又政府示ス所ノアルゲマイ子、ヘルオールド  
ス、〔按〕政府編ク示令スル所ノ布告ノ如キモ、  
通例議政ノ官參議シテ、其可否ヲ論スル者ナリ、  
故ニ此時ニ於テハ、此官兩院ニ代ハリテ、專ラ兩  
院ノ職掌ヲ為スナリ、〔按〕政府示ス所ノ布告ノ如  
キハ、立法府ノ聞スル所ニ  
アラス、專ラ議政官ノ議、是ヲ以テ此ノ如キハ  
ニ於テハ、此官決シテ缺ク可ラサル者ナリ、總テ  
ミニステルノ建議スル所ヲ定決スル者ハ、獨君

主ニ止マルト雖モ、先、其可否ヲ議政官ニ諮詢レ  
テ、然後ニ定決スルキハ、其事大ニ確實トナルノ  
益アリ

〔第三〕又或ハ、國家事アルニ迫テ之ヲ救防スルニ、  
非常ノ斷決ヲ要スル時ニ於テモ、亦議政官ノ議  
ヲ聽クヲアリ、蓋、此時ニ莅ミテ、其處分甚急忙ナ  
ルノ害ハ、亦其甚、緩慢ナルノ害ト、全ク相殊ナラ  
ス、實ニ此ノ如キ際ニ臨ミ、能ク機ヲ視テ之ニ應  
スルノ處分ヲ為レ得ル者ハ、獨、實際ニ練磨セシ  
英傑ノミナリ去レ、非常ヲ救フカ為、ニ非常權ヲ

以テ、一時常法常制ヲ廢棄シ、以テ國家ノ難ヲ救  
 ハント欲スルニハ、必<sub>ス</sub>首トシテ議政官ノ議ヲ聽  
 クヲ以テ、尋常ノ法則ト為サ、ル可ラス、○但<sub>レ</sub>若  
 此ノ如クスルニハ、或ハ樞機他ニ漏ル、ノ恐<sub>レ</sub>ナ  
 キ能ハス、且、又一二ノ議政官、或ハ不當ノ論ヲ執  
 リ、却テ政府ノ緊要ナル處分ヲ、障碍スルノ恐<sub>レ</sub>ナ  
 キニアラスト雖モ、是等ノ下ハ、細ニ意ヲ用フレ  
 ハ、防キ難キニアラス、但、君主老練セル議政官ノ  
 議ヲ聽クヲ要スルハ、唯丁寧綿密ニ思慮シテ、敢  
 テ粗忽ノ命ヲ下サ、ランヲ欲スルカ為<sub>レ</sub>ナルノ

ミ、故ニ君主必<sub>シ</sub>議政官ノ許可ヲ得サレハ、敢テ其  
 處分ヲ為ス能ハスト云フノ理ハ、決シテアルト  
 ナシ、蓋<sub>シ</sub>若<sub>シ</sub>必<sub>シ</sub>議政官ノ許可ヲ得サル可<sub>レ</sub>サルノ  
 法アルキハ、政府ノ權、遂ニ之カ為<sub>レ</sub>ニ束縛セラル  
 ルニ至ルハ、必然ナルヲ以テナリ、

〔第四〕又所謂ヘルワルツングスストライチダガカ

イト〔按〕政務ノ起<sub>ル</sub>ニ就テ、下ノ判定ニ就テ、決<sub>シ</sub>テ議

政官ヲ取<sub>ル</sub>テ、屢之<sub>リ</sub>、例ハ、エキスプロプリ

アチオン〔按〕田〔按〕公衆利益ノ為<sub>レ</sub>ニ、私人ノ有<sub>ル</sub>セル土ノ

ヲアルニ方<sub>リ</sub>テ、私人其有<sub>テ</sub>政府ニ附與スル<sub>ル</sub>、

實ニ緊要ナリヤ否ノ論定マラサルキニ於テ其  
 決ヲ議政官ニ取ルカ如シ、又租税ノ議ニ就テモ、  
 決ヲ議政官ニ取ルヲアリ、例ヘハ某種類ニ租税  
 ヲ附加スヘキヤ、將某物ニ租税ヲ附加スヘキヤ、  
 其論定マラサルキ、〔按〕某種類ト云フハ、例ヘハ金  
 某物ト云フハ、金銀銅鉄ニテ製ル物ヲ云フ  
 ナリ、本文ノ意蓋金銀銅鉄ノ種類ニ租税ヲ附加  
 シテ、其金銀銅鉄ヲ以テ製ル物ニ租税ヲ取  
 取ラズシテ、其可ナルキヤ、將種類ニ租税ヲ取  
 ラスレテ、其以テ製ル物ニ租税ヲ取ルカ  
 ヘキヤノ論定マラサルキト云フヲ取ルカ復  
 決ヲ議政官ニ取ルカ如シ、其他縱令私人ニ屬セ  
 ルト雖モ、政府之ヲ監督シテ、其准許ト否トヲ

定決スルヲ、緊要ナルカ如キハ、議政官ヲシテ之  
 ヲ商議定決セレムルナリ、例ヘハ、證書會社  
 ンゲセルキフト〔按〕工商等ノ業ヲ為スカ為ニ、會  
 社ヲ結フキハ、入社ノ徒、其證書ヲ得テ、之ヲ所持  
 ス、之ヲ證書會及、公眾ノ事ニ係ル會社〔按〕トリハ、  
 社ト云フナリ、〔按〕私事ニ關セズ、公眾ノ事ノ創  
 コルボラチオン、〔按〕私事ニ關セズ、公眾ノ事ノ創  
 立廢止、并ニ特准權利〔按〕許セサルヲ、故アリテ、唯  
 一私人、或ハ一會社ニテ授與スル等ノ類、及其他  
 ノ准許スルヲ、〔按〕猶之アリ、  
 第五又議政官ヲシテ、ミニステルノ處分ニ就キ、  
 監察セシムルヲ善トナス、凡ミニステルヲ監察



レテ、其處分ノ非違ヲ責問シ、以テミニステルヲ  
 レテ、之ヲ辨解セシムル權ヲ有スル高官（按）議政  
 官ヲ云  
 アルキハ、一ハ君權ヲ保護シテ、其盛大ヲ傷フ  
 ナク、一ハ臣民ヲ保護シテ、其權利及利益ヲ全ウ  
 スルノ功アルヲ、實ニ勘カラスミニステルヲ監  
 察スル高官アラサルキハ、ミニステル（或）其罪惡  
 ヲ隱蔽シ得ヘレト雖モ、若シ此官アルキハ、罪惡ア  
 リト雖モ、速ニ發露スヘキカ故ニ、國家ノ災害ヲ  
 未萌ニ銷滅スルヲ得ヘク、且、之カ為ニ、自ラ後來  
 ノ罪惡ヲ競戒スルヲ得ルニ至ルヘシ、

〔第六〕歐羅巴各國ニ於テ始テ議政官ヲ設置セシ

ハ、其來ル甚尚シ、但其職掌及編制ノ方法等ニ至  
 リテハ、各國亦異同アリ、○議政諸員ハ、優大ナル  
 識見ノ相合レテ、君主ノ知囊トナル者ナリ、是故  
 ニ或ハ此官ヲ以テ數年間國事ニ勤勞セル報酬  
 ニ充ツル者ト為シ、或ハ老衰セル官吏ニ與フル、  
 虚職ト為スカ如キハ、甚不可ナリ、（按）ニステル、  
 及、其他高官ニ  
 在リテ、數年間勤勞セル者ヲ、罷免セント欲スレ  
 ハ、數年間ノ勤勞ヲ空ウスルカ故ニ、唯其勤勞ヲ  
 謝スルカ為ニ、之ヲ議政官ニ轉任スル（一）凡議政  
 官タル者ハ、實ニ經世ノ才識ヲ備ヘ、兼テ法學ニ

博通<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>深<sup>ク</sup>實際ニ練磨スル<sup>ト</sup>甚<sup>ク</sup>緊要ニシテ、  
 此三件ヲ兼備スル者獨<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>其任ニ堪<sup>ユ</sup>ルヲ得  
 ル<sup>ノ</sup>、○<sup>ニ</sup>ニ<sup>ス</sup>テ<sup>ル</sup>議政官ニ對<sup>シ</sup>、自己ノ權ヲ  
 逞<sup>ウ</sup>レテ、議政官ヲ壓制ス可<sup>ラ</sup>ス、元來<sup>ニ</sup>ニ<sup>ス</sup>テ  
 ル<sup>ノ</sup>、直<sup>ニ</sup>事務ヲ掌<sup>ル</sup>ト議政官ノ實<sup>ニ</sup>監察ヲ掌  
 ル<sup>ト</sup>ハ、其職掌全<sup>ク</sup>相殊<sup>リ</sup>、若<sup>シ</sup>事務ヲ掌<sup>ル</sup>官、其權  
 ヲ弄<sup>シ</sup>、監察ヲ掌<sup>ル</sup>官ヲ制スルニ至<sup>ラ</sup>ハ、監察  
 ヲ掌<sup>ル</sup>官、全<sup>ク</sup>其用ヲ為<sup>サ</sup>ルニ至<sup>ル</sup>可<sup>レ</sup>、  
 故<sup>ニ</sup>ニ<sup>ス</sup>テ<sup>ル</sup>ハ、必<sup>シ</sup>議政官ニ列<sup>シ</sup>テ、共<sup>ニ</sup>商議  
 スル<sup>ヲ</sup>要<sup>ス</sup>、去<sup>レ</sup>凡<sup>ソ</sup>只事ノ可<sup>否</sup>ヲ論スル<sup>ノ</sup>ニ<sup>シ</sup>

テ、其決議ニ加<sup>ハ</sup>ラサル<sup>ヲ</sup>良法ト為<sup>ス</sup>、

第七款 兵權、<sup>ミ</sup>リ<sup>ヲ</sup>ト<sup>ル</sup>、○常備軍、<sup>ス</sup>ン<sup>テ</sup>リ  
 及<sup>テ</sup>護國軍、<sup>エ</sup>ン<sup>ド</sup>

第一 國家ノ兵權ハ、全<sup>ク</sup>國家外面ノ權勢ヲ發耀

スル<sup>所以</sup>ノ者ニシテ、且<sup>シ</sup>此權<sup>權</sup>即<sup>即</sup>兵<sup>ハ</sup>必<sup>シ</sup>此目的  
 ニ應<sup>レ</sup>テ、整治スル<sup>カ</sup>故<sup>ニ</sup>、國家諸權柄中ニ於<sup>テ</sup>、

最<sup>モ</sup>猛烈ナル者ナリ、是故ニ軍隊ハ、必<sup>シ</sup>嚴肅ナル  
 軍法ヲ以<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>緊束<sup>シ</sup>、及<sup>テ</sup>十分無限ノ恭順ヲ以  
 テ、其義務トナス<sup>ヲ</sup>、甚<sup>ク</sup>緊要ニシテ、是等<sup>ノ</sup>ハ、他

ノ諸權柄ニ於テ、絶、テアラサル所ナリ、盖外面ノ  
 權勢ハ、多クハ形體法ニ備ハルセス、ゲモツ、（按）形体  
即格物学ニ於テ及運動法（按）堅硬物（流動物ト相  
講スル法ナリ、及運動法（按）堅硬物（流動物ト相  
及）運動ノ自然法ヲ云フ、即器械学ニ於テ講ス  
ル法ナリ、而テ此ニ法精神活動ノ自然法ト相反  
ス、對ヨリ生スル者ニシテ、此法ヲ施用スルノ權力  
（按）即兵ハ、其目的ヲ達スルニ至ル迄ハ、決シテ弛  
マサルヲ要ス、（按）戦争ハ即外面權ノ發スル者ナ  
リ、凡、戦争ヲ為スヤ、必、兵士ト戎器  
ヲ用ヒサル可ラス、而テ兵士戎器ノ能力ハ、殊ニ  
形體及運動ノニ法ニ出ルナリ、去、又必、此ニ法  
ヲ施用スル所、是即兵權柄ナリ、然ルニ若、將卒ヲレテ  
自由ニ其意見ヲ述フルヲ許スルハ、軍隊ノ一致

及其能力共ニ墜弛シテ、遂ニ全ク其用ヲ為サ、  
 ルニ至ルヤ必然ナリ、○國家ノ兵備ハ即國家ノ  
 威力ナリ、兵士ノ務ハ、殊ニ國家ニ奉スル所ノ務  
 ナリ、故ニ甚、貴ク、且、譽多シ、而テ此兵備ハ、攻撃ト  
 防守トノ為、ニ設置スル者ナリ、然ルニ或ハ「防守  
 戰」ニ獨、能ク立憲國ノ意ニ適スト云フ説アル  
 ハ、殊ニ怪シム可キ、縱令國家ノ權利ヲ保守スル  
 カ為、戰ト雖、景況ニ隨テハ、必、攻撃ヲ施スラ  
 要スル、理アル、猶私人ノ私權利ヲ保守セシ  
 カ為、自ラ法院ニ告訴スルヲ要スルノ理アル

カ如ク加之、掠奪戦ト雖モ、又必為ス可ラサルト  
 スルハ不可ナリ、但近令ハ、列國法ハルケルレフト、即萬國公法  
 大ニ開明シ、且開化モ亦増進シタルカ故ニ、掠  
 奪戦ハ、甚罕ナルニシ、

〔第三〕中古、世ニハ、常備軍ヲ設置スルヲナカリ  
 シカ、尔後君權無限ノ政トブツルス、盛ナルニ至リ  
 テ、始テ常備軍ヲ設置セリ、然ルニ方今、世ハ、君  
 權無限ノ政喪ヒタレド、獨常備軍ハ、國家、為ニ  
 必要ナルヲ以テ、必之ヲ置クトナレリ、凡常備  
 軍ヲ創立セレ以来、道理ニ合セサル戦争ハ、漸次

ニ跡ヲ絶シ、且、兵事ノ學術大ニ開明シ、其他武人  
 モ、真ニ武人タルノ德行ヲ備フルニ至レリ、  
 常備軍ノ員數ハ、國ノ位置、及隣邦ト相關セル景  
 況ニ隨テ、其多寡ヲ生ス可シ、故ニ殊ニ國內ノ法  
 ニ關レテ、其多寡ヲ生スルニアラス、但、又此事モ、  
 必アラストハ云フ可ラス、何者、常備軍ノ兵數甚  
 多キハ、之ニ由リテ已ムヲ得ス、厚ク收斂セサ  
 ル可ラサルニ至ルハ、固ヨリ論ナク、其他動モス  
 レハ、君主其國憲ニ背イテ、兵權ヲ弄シ、私政ヲ恣  
 ニスルカ如キ弊害ノ生スルヲ以テ、立憲國ニ於

テハ、務テ兵數ノ增多スルヲ禁スルハ、固ヨリ當然ナレハナリ、〔按〕國內ノ法ニ關シテ、兵士共結  
 局兵數ノ多寡ヲ定ムルハ、決シテ國內ノ法ニ由  
 ルニアラス、特ニ國家保護ノ難易ニ由ル、若  
 政府ノ眼力權勢ニ、ナカラ欵クル所ナレハ、國  
 内ノ安寧ヲ保護スルカ為ニハ、僅ニ少數ノ常備  
 兵ヲ設置スレハ足レリ、然ルニ若國界ノ形勢、自  
 ラ外寇ノ侵撃ヲ受ケ易ク、且、鄰邦ノ交誼既ニ破  
 ル、ニ至リ、而テ隣邦甚、巨大ノ常備軍ヲ備フル  
 ニ方リテ、其侵撃ヲ防遏シテ、國家ノ安寧ヲ保タ

レニハ、實ニ之ニ對峙スヘキ兵備ナカレ可ラス、  
 是時ニ於テ、僅ニ護國軍ヲ備フルノミニテハ、決  
 シテ國家ノ危難ヲ濟フニ足ラス、

〔第三〕方今ノ世ニ於テハ、臣民タル者、國家ノ兵役  
 ニ從事スルヲ以テ、當然ノ義務トナス、殆、通則  
 トナルニ至レリ、而テ止、其護國軍ニ入ルヲ以テ、  
 當然ノ義務ト為スノミナラス、亦常備軍ニ入ル  
 ラモ、必、當然ノ義務トナス、但、實事ニ於テハ、獨、兵  
 卒ノ職ノミ、臣民當然ノ義務ニレテ、將校ノ職ハ、  
 必、其志願ニ依テ、之ヲ備役スルナリ、○獨乙太古

又法ニテハ、臣民當然ノ義務ト云フハ、唯國內ノ  
 防禦、及國中ノ戦争ニ役役スヘキ國兵ホルクストナリキ、但、非常ノ變亂アル時、若ク  
 ハ敵國ヲ侵撃スル時ニ當テ、兵士トナリ、元帥ニ  
 從行スル者ハ、皆自ラ請願セル者ノミナリキ、又  
 中古ノ世ニ於テハ、真ノ兵役ハ、封地スレバ、ハンノ  
 受有ニ由リテ生シタリキ、新世ニ至リ、常備兵始  
 テ立チレ時ニ於テハ、皆自ラ請願スル者ヲ備役  
 スルノ法ナリキ、○是故ニ太古ノ法ニヨレハ、常  
 備軍ニ入ルハ、必、自ラ請願スル者ニ止マルヘク

又護國軍ニ入ルハ、臣民當然ノ義務ニレテ、凡、臣  
 民タル者ハ、悉皆免ル可ラサル者ト為ス可レ、蓋、  
 此太古ノ法ハ、大ニ常備軍ノ性ニ適スト云フ可  
 レ、何者常備軍ノ職務ハ、即、一種ノ職業ナルヲ以  
 テ、此軍ニ入ル所ノ兵卒ハ、固ヨリ武事ヲ好ミ、且、  
 能ク武技ニ長スルノ性質ヲ備ヘ、進シテ兵士ト  
 ナルヲ欲スル者ニアラサレハ、決シテ用フルニ  
 足ラサレハナリ、○然ルニ已ムヲ得サルノ事理  
 アラサルニ、各人ヲシテ其學習ヲ廢シ、其職業、及、  
 今日諸般ノ務ヲ閣イテ、專ラ兵事ヲ練習セシメ

ントスルハ、即、私人ノ自由權ヲ侵スノ所業ト云  
 フヘキノミ、故ニ時勢實ニ已ムヲ得サルニアラ  
 サレハ、此ノ如キ所業ヲ以テ、正理ニ合スル者ト  
 為ス可ラス、○之ニ反レテ、自ラ請願ル者ヲ備  
 役シテ、常備兵トナスノ法ハ、國法ニ於テ、間然ス  
 ヘキ所ナキノミナラス、此法ヲ用フル片ハ、實ニ  
 武事ニ練熟セル精銳ノ軍兵ヲ得ルニ足ル可シ  
 但、若、兵役ヲ欲スルモノ甚多カラサルカ為ニ、請  
 願者ノミニテハ、常備軍ノ兵數甚僅少ナルニ方  
 リテ、若、一旦事アル片ハ、已ムヲ得ス、兵役ヲ以テ、

臣民當然ノ義務トナシ、以テ許多ノ兵士ヲ募ル  
 ヲ要ス、○但、此ノ如キ勢態ハ、實ニ驕奢淫逸ニ流  
 レテ、衰弊極リナキ國ニアラサレハ、殆、アラサル  
 ヲナリ、而、テ此ノ如キ國民ハ、國費ヲ以テ、外國ノ  
 兵ヲ備役スルニ至リテモ、敢テ慨歎スル能ハス、  
 總テ此ノ如キ國ニテハ、本國ノ民人ヲ以テ、強大  
 ノ軍隊ヲ編制スル能ハサルカ故ニ、國土ヲ防禦  
 スルニ方リテハ、自己ノ金、及、自己ノ自由ノ一分  
 ヲ割テ、最モ高價ナル平和安寧ヲ買ハサルヲ得  
 サルナリ、

英國荷蘭及北亞米利加ニテハ常備軍設置ノ方  
 法至當ヲ得ルト雖モ他各國ニ於テハ方今ノ軍  
 制ニ於テ臣民ノ常備兵トナルヲ其當然ノ義務  
 ト為ス但其法二種アリ即一法ハ兵士ヲ取ルニ  
 拈闌子ヲ以テ之ヲ定ムルヲ常則トナス去モ闌  
 子ヲ得タル者若自ラ兵士トナルヲ欲セサル片  
 ハ適當セル代人ヲ出スヲ許ス即佛國及獨乙各  
 國ノ法是ナリ他ノ一法ハ甚嚴ナル者ニシテ本  
 人必兵士トナルヲ要シテ決シテ代人ヲ出スヲ  
 許サス即普魯士等ノ如キ是ナリ○國勢ノ更ニ

強大ニ至ルヲ務メ攻伐ヲ事トスル國或ハ下民  
 ヲ制御スルニ政府強盛ノ威權ヲ要スル國ノ如  
 キハ右第二法ノ如キ嚴法ヲ用フルヲ緊要ナリ  
 去モ此法ハ私人ノ自由權ヲ十分ニ敬重スル方  
 今文明國普通ノ狀態ニハ決シテ適應セサルナ  
 リ  
 〔第四〕護國軍ハ國內ノ防禦及其平和保護ノ為ニ  
 設クル者ニシテ國境外ニ用フル者ニアラス○  
 護國軍ノ兵數充足シ其編制宜シキヲ得及其技  
 術練熟スルハ能ク國民ノ銳氣ヲ養フテ挫折



セサラシメ、且同數ノ常備兵ニ比スルニ、其費用  
 更ニ少許ヲ要シテ、以テ國家ノ勢力ヲ振起スル  
 ニ足ル可シ、○加之、護國軍ハ、常ニ國民中ニ在リ  
 テ之ト相合スルヲ以テ、政府ノ權トイヘ、此兵  
 ヲ用ヒ、強テ民人ノ自由ヲ壓制スル能ハサルカ  
 故ニ、此兵却テ能ク國家ノ序次、民人ノ自由ヲ保  
 護スルニ足ルト云フ可ク、且、此兵モ亦、常備兵ノ  
 如ク武官ノ恭順ミリテ武官ノ上命ニ恭順スルノ  
 法ハ、文官ノ上命ニ恭順スルノ法ヨリモ、更ニ嚴ナリ、ヲ守ラサル可ラサル  
 ノ法アリテ、全ク國家元首ニ從屬スル者ナルカ

故ニ、能ク國內ノ反側不逞ノ徒ヲ鎮壓スルニ足  
 ルト云フ可シ、

○或ハ護國軍ヲ國境外ノ戦争ニ用フル國  
 レ、此事決シテ護國軍ノ常分ニ又ラス、是故  
 ニ單ニ政府ノ指令ノミヲ以テ、之ヲ國境外ノ  
 戦争ニ用フルハ、決シテ許サ、ル所ナリ、○西  
 班牙一千八百三十八年天保九年ノ國憲第七十七  
 章ニ云、已ムヲ得サルコトアルニ方リテハ、國君  
 各州プロヒノナチオナールミルツ軍按護國  
 本州内ニ於テ用フルヲ得ヘシ、但、若之ヲ本州

外ニ用ヒント欲スルキハ、必先〔按〕コルテス〔按〕法府

リノ許可ヲ得サル可ラスト、○比耳時ノ國憲

第百二十三章ニ云、〔按〕ビルゲルガルテ〔按〕亦護國

ヲ他方ニ出發セレメント欲スルキハ、必憲法

ヲ以テ之ヲ定ム可レト、

護國兵ハ、常備兵ノ如ク、常ニ戰事ニ從事スルヲ

以テ、其當務ト為サス、無事ノ日ニハ、各其本業ニ

歸從ス、是其常備兵ト相異、ル所以ナリ、去ル又此

兵ヲ以テ、ランドスツルム〔按〕非常ノ時、唯其居住

兵ト同視ス可ラス、何者、護國兵ハ、主トノ武技ニ

練熟スル者ヲ簡用スルカ故ニ、專ラ弱年及壯年

ノ者ヨリ掄拔スト雖、〔按〕ランドスツルムハ、然ラ

サレバナリ、○護國軍ハ常ニ常備軍ト相連絡

シテ、例ハ、猶常備軍ハ〔按〕菓核ノ如ク、護國軍ハ其

莢殻ノ如クナルヘシ、而テ護國軍ハ必常備軍ニ

同レキ精神ヲ備ヘ、及常備軍或ハ其本性ヲ失ヒ、

遂ニ平民〔按〕兵士ニ對シテ、〔按〕雖スルニ至ルヲ預

防スルヲ良トス、然ルニ護國軍ヲ以テ、全ク政府

ニ從屬セシメテ、常備軍ト分隔セル者トナレ、且

護國軍ヲ以テ國ノ兵トシテ、而テ王ノ兵ナル常

備軍トハ、方ニ相互對セル者ナリト為スルハ、遂ニ軍隊ノ和同破ル、カ故ニ、必竟國家ノ勢力ヲ増大スヘキ軍隊ナル者、却テ其ヲ減損スルニ至ルノ害アリ、常備護國ノ二軍ハ、例ハ、猶雙手ノコトニ、故ニ其相應護スルヤ、當ニ雙手ノ相應護スルカ如クナル可シ、然ルニ此二軍相和同セスレテ、互ニ讐視スルキハ、猶左手ノ右手ヲ妨碍スルカコトク、其害タル甚、尠カラズ、

○〔按〕護國兵ハ、通例國境外ノ戰爭ニハ、應用セザレド、國內ノ防禦ニハ、當然用ノ可キ者ナルカ故ニ、必、強壯精銳ヲ要レテ、大抵四十

五歳以下ノ者ヲ擇テ、用フトイヘド、ラントスツルムハ、大非常ノ形勢ニ隨テ、唯其居住ノ近傍ヲ防禦セシムル者ナルカ故ニ、必、強壯精銳ノミヲ撰ム可ラス、大抵六十歳以下ノ者ハ、皆取テ此兵ニ充ツ、

護國軍ノ中、自ラ等、級ヲ設ケ、先、弱年ニシテ、妻子ノ養育ニ眷顧少キ者、及、氣力減ニシテ、戰爭ヲ喜ブ者等ヲ徵集シテ、之ヲ第一軍トナシ、而テ既ニ壯年ニ至レル者ヲ徵集シテ、之ヲ第二軍、及、後軍

ト為スナリ、

〔第五〕ランドスツルムハ、唯非常ノ時ニ於テ用、可  
 キ者ニレテ、素真ノ軍隊ニアラス、又大イニ武技ニ  
 練熟セル者ニアラス、大抵未タ常備軍、若クハ護  
 國軍ニ入ラサル者ニレテ、仍國家ノ防禦ニ耐エ  
 ヘキ氣カアル者ハ、皆此軍ニ充ツ可シ、强悍ノ民  
 多キ山國ニテハ、婦人モ亦此軍ニ入リテ、男子ヲ  
 援ケ、能ク強勇ノ功ヲ奏スルコトアリ、去レテ此事ハ、  
 唯異常ノ事トス、通例ハ獨、男子ノミ、此軍ニ入ル  
 可シ、

ランドスツルムモ亦、國家ノ全軍ト相連絡スル  
 ノ制アリテ、必、國家元首ニ從属セサル可ラス、又  
 此軍隊中ニ就テ、精銳ナル者ト否ラサル者トヲ  
 分ツ、等級ヲ立テ、而テ攻撃及軍陣運動ニ堪ヘサ  
 ル兵ハ、隘路ヲ防禦セシメ、及既ニ擊破セル敵軍  
 ヲ尾撃セシムルキハ、能ク良功ヲ奏スルコトアリ、  
 〔第六〕軍隊ハ、自ラ戦争ヲ用フヘキト否トノ事ヲ、  
 定決スル能ハス、又兵權ハ、通例自ラ民事ノ區域  
 ニ侵入スルヲ得ス、必、國家元首ノ命ヲ俟テ、始テ  
 動ク可ク、且、其令ニ由テ、兵事ノ端緒ヲ開キ、及方

向ヲ取ル可シ、但、時アリ公衆ノ安寧ヲ保護スル  
カ為、兵カヲ要スル時ニ於テハ、僅ニ數隊、政官  
ノ求、ニ應レテ、其ヲ援ケ、戦争ニ從事スルコトアリ、

○ 奧地利一千八百四十九年<sup>嘉永二年</sup>ノ國憲第一  
百十四章ニ云、國內ニ於テハ、軍隊唯政官ノ求、  
ニ應レテ、出發スルヲ得ヘシ、但、既ニ憲法ニ載  
定セシ場合ニ於ケルノミナル可ク、且、必、憲法  
ニ載定セル規律ヲ用フ可シト、

第八款

警保<sup>ボリ</sup>

第一 警保ノ本性<sup>エッセンス</sup>

此款ニ至リ、始テ方今警保ノ旨意ヲ説明スルヲ  
得、○ 國法ニ於テ、警保ヲ論スルノ學令時ニ及  
テ、頗隆盛ニ至リシカニ、其弊害却テ甚ク、而テ、  
實際ニ於テハ、更ニ之ヨリ甚キ者アリ、何者、或  
ハ警保權ノ區域ヲ限制スルコト、嚴密ニ過キラ、警  
保官タル者、公衆安寧ノ為、ニ、當然施行スベキ事、  
及、照顧スヘキ事ヲモ、却テ職掌外ノ事トシテ、之  
ヲ閣キ、或ハ又其權ノ區域ヲ増大スルコト、度ヲ過

キテ、警保官タル者、其關係ス可ラサル臣民ノ私  
事ニ關係シテ、恰モ臣民ノ看護人ノ如クナリテ、  
遂ニ故ナク其自由ノ權ヲ、障害スルカ如キヲア  
レハナリ、

警保官ノ職掌ハ、本来刑罰ヲ施スニアラス、唯照  
顧ヲナスナリ、總テ警保官タル者ハ、公衆ノ安寧  
ヲ保全スルヲ以テ、全ク其目的トナス、ト當然ナ  
リ、是故ニ此官ハ其職掌ヲ盡スニ於テ、民事ニ親  
切ナルヲ、實ニ他ノ諸權柄ニ超越セサル可ラス、  
然ルニ此官動モスレハ、民人ノ嫌疑嫉惡ヲ受ル

ハ何ソヤ、惡人タル者、或ハ却テ警保官ヲ畏怖セ  
サルハ何ソヤ、ゲート獨シ人、一千七百四十九年  
ス、嘗テメヒストヘレス括一鬼ノ名、ノ言ニ托レテ

作レル詩アリ、吾ハ能ク警保官ト和スルノ術ヲ  
知ル、然レ、氏慘刺ナル刑官ト和スルノ術ヲ知ラス、  
ト、括蓋モ鬼言ニ托レテ、警保官ノ其職掌ニ堪ハス、  
動モスレハ惡人ノ為、括籠絡セラハル、括ノ誇ル

リ、又溫和柔順ニシテ、絶テ惡事ヲ為サ、括ル徒、或  
ハ却テ警保官ヲ畏懼レテ、之ニ接スルヲ欲セサ  
ルハ何ソヤ、真ニ怪ムニ堪ヘタリ、是等ノ事ハ、特  
別ニ論說講明セサレハ、悉ク解ス可ラス、括以下



何ヲ考フルハ、方今ノ警保權ハ、當時ノ警保權ニ及ハサルヲ遠クシテ、實ニ耶ッルニ堪ヘタリ、中古日耳曼ニ於テハ、警保權ノ制度、頗ル陋劣ナリキ、蓋方今ノ警保權、甚其用ニ適シ難クシテ、真ノ大改革ヲ為スニアラサルハ、其弊得テ救ヌ可ラサルハ、適ニ中古陋劣ナル警保權ノ弊ヲ承クレハナリ、且、中古ニ於テハ、實ニ警保諸權ノ實心タル道義ノ旨意ハ、全ク國家ノ關セサル所ナリキ、故ニ教會タル者、專ラ神教ノ意ニ由リテ、民人交際上ノ行狀ヲ警保スルノ權ヲ掌握シ、國家ハ

民人ノ行狀ニ於テハ、全ク措テ問ハサリキ、○其他中古ノ慣習ニテ、各私人、各親族、各會社ノ自立ヲ貴重スルヲ甚シクシテ、遂ニ全ク公衆ノ同利同益ヲ忘失セシカ故ニ、民事ノ區域ニ侵入スルヲ主トナセル警保權ヲハ、務テ微弱ニセサル可ラストセリ、是ニ於テ各私人、各親族、各會社ノ自主自立、次第ニ其踰越ス可ラサル區域ノ外ニ侵蝕シ、而テ警保權ハ、遂ニ私人ノ為ニ阻止セラレ、ニ至レリ、然ルニ中古ノ末ニ至ルニ及テ、其形勢一変シ、全



ク相表裏セル一弊ヲ生シタリ、蓋當時國家ノ威  
 權、漸ク復興シテ強大トナリ、以テ全ク各私人ノ  
 權ヲ制馭シ得ルノ勢ヲ生セシカ故ニ、頻ニ民人  
 ノ幸福ヲ増益セント欲シテ、遂ニ深ク民事ノ區  
 域ニ侵入シ、國家ノ全然關ス可ラサルトニ關シ  
 テ、老成人ヲ遇スル、殆兒童ヲ馭スルニ異ナラス、  
 遂ニ全ク民人ノ自由ヲ束縛スルニ至レリ、即國  
 家タル者天下民人ノ看護アルムシマイチ、ベホクヲ  
 司リテ、全ク過度ノ政令ヒラレギテ為ストト  
 リ、凡、神教ノ旨意、行狀、及、衣食住ノ規制、并ニ工

商諸業ノ方法等、一モ政府ノ指令ニ出デサル者  
 アラサルニ至レリ、○國家是等ノ一ヲ指令スル  
 ヲ、其意ハ全ク仁惠ニ出ツト雖モ、其處分不可ナ  
 ルヲ以テ、却テ民人ノ害トナリ、加之、此法アルカ  
 為ニ、適警保權ヲ施行スル者、動モスレハ不正ノ  
 所業ヲ恣ニシテ、大ニ民人ヲ困レムルトナリ  
 キ、然ルニ此大弊害、却テ又再變ヲ促スノ原因ト  
 ナリテ、輒近ニ至リテハ、遂ニ大ニ警保官ノ權ヲ  
 限制シテ、決シテ國家安寧ノ増益ニ從事スルト  
 得サラレハ、唯僅ニ國家、及、私人ノ安寧ヲ保護

スルヲニ従事スルヲ得セシムルノミトナレリ、  
 警保權ノ景況、斯屢變回セシカニ、終始偏倚レテ、  
 未嘗テ中正ヲ得ルニ至ラス、蓋此權ノ景況、中正  
 至當ヲ得テ、能ク静止シ、且、能ク公義正道ニ合ス  
 ルヲ得ルニ至ルハ、恐ラクハ後世始テ能クス可  
 キノミ、

此目的ヲ達セント欲セハ、先、ボリ多イ （我即警保  
レテ、公衆ノ安寧健全ヲ照顧警保スルノ義ナリ、  
 警保ノ譯字、原義ヲ尽レ難シト雖モ、未、安當ノ譯  
 字ヲ得サルヲ以テ、ナル名稱ノ本義ヲ、明晰ニスル  
 テ、姑ク之ヲ用テ、ナル名稱ノ本義ヲ、明晰ニスル  
 ヲ緊要ト為ス、此稱ハ、素、公衆ノ安寧健全ヲ、目下

ノ景況ニ應レテ、照顧警保スル一種ノ制御權ゾオ  
 へ、ゲワカイトリヲ徵スルヲ明ナリ、故ニ此權ハ目  
 下ノ景況ニ隨テ、或ハ指令シ、或ハ禁止シ、或ハ強  
 逼シ、以テ其能力ヲ顯ハス者ナリ、是即此權ノ本性  
 ニ固有スルカナリ、○是故ニ警保權ハ、他諸權柄  
 トハ異ニレテ、須臾モ休止スルヲナク、常ニ能力  
 ノ備ヘテ、必要ノアレハ、必之ニ應ノ其力ヲ顯  
 サ、ル可ラス、此權ハ、絶、テ、静坐スル能ハス、又絶  
 テ睡眠スル能ハス、此權若、静坐睡眠スルヲアレ  
 ハ、則、是、公衆ノ交際破ル、ノ徵ト云フ可シ、凡、公

衆ノ為ニ已ム可ラサルヲアル毎ニ、此權輒テ其能  
 カヲ發シテ、自ラ之ヲ助ク可シ、此權ハ必、自己ノ  
 意見ヲ以テ、其務ヲ成シ、而テ決シテ淹滯スルナ  
 カル可シ、故ニ此權ハ、實ニ一種特別ノ權柄ト云  
 フ可シ、

預ノ警保權ノ能力活動スル所ノ方向ヲ詳定シ、  
 及其能力ノ品類ヲ細別セント欲スルハ、徒ニ無  
 益ノ勞ニ属スルノミ、凡、警保權ハ、國家ノ中心ヨ  
 リ興起シ、其周邊ニ向テ發動シ、而テ今日千差萬  
 別ノ事業ニ應レテ、其能力ヲ顯ス者ナリ、故ニ總

テ預料ル可ラサル事ノ突然生スルニ方リ、其景  
 況ニ應レテ、適宜ノ處分ヲ為リント欲セハ、此權  
 必、之ニ應スルノ自由ヲ具ヘサル可ラス、此權若  
 此自由ヲ具ヘサルハ、決シテ之ニ應レテ、其用  
 ヲ為スニ足ラス、凡、此權ノ關係スヘキ事體ノ景  
 狀、千差萬別ナルニ隨テ、此權ノ活動スル景狀モ、  
 亦宜ク千差萬別ナル可シ、  
 是故ニ、預警保權施行ノ方法ヲ詳定セント欲ス  
 ルハ、甚レキ謬見ナリ、必、ヤ此權ヲ掌握スル者、自  
 由ニ其方法ヲ撰ヒ、以テ景狀ニ適スル處分ヲ為

サ、ル可ラス、此事即此權之本性ニ悞ヘリ、然ルニ警保權ノ憲法ポリツァイグ施行ノ方法ヲ定ムルク、我法ナヲ以テ、預、後、來、此權ヲ施行スルノ方法ヲ、悉皆確定セント欲スルモ、決シテ得ヘカラス、若、強テ之ヲ確定シ、之ニ由テ此權ヲ施行セシメント欲スレハ、必、弊害ヲ生ス可シ、○是故ニ此權ヲ掌握スル者ヲレテ、自由ニ其方法ヲ撰ハシメサル可ラス、去、此自由亦、決シテ限制スル所ナキニハアラス、此權ヲ施行スル者、必、現存ノ法制ヲ遵守スヘキハ、固ヨリ當然ニレテ、唯實ニ已ムヲ得

サルノ事生スルニアラサレハ、決シテ現存ノ私法、若クハ國法ニ背キ、或ハ之ヲ破ルヲ許サズ、且、私人ニ任セテ、却テ功益アルヘキ事ニハ、決シテ此權ヲ施行ス可ラス、○但、其歸ヲ要スルニ、日々變化スル所ノ公衆ノ要務ニ應ヒ、今日ノ景況ニ隨ヒ、適宜ノ方法ヲ用フルヲ以テ、此權ノ大眼目ト為ス可シ、是、即、此權ノ最上ノ憲法ナリ、最高ノ義務ナリ、去、此權此ノ如ク自由ヲ得ルキハ、遂ニ國家ニ害ナキ能ハス、且、殊ニ私人ニ害アルハ、更ニ大ニ

シテ、動モスレハ、苛酷ニ至ルヲ免レス、是故ニ預  
 國法ヲ以テ、十分ニ之ヲ防制スルノ術アラサル  
 可ラス、而テ方今ノ世ニ於テハ、其法僅ニ二件ア  
 ルノミ、即時アリ、上等警保局ニ告訴スルヲ許ス  
 ノ法（按）私人下等警保局ノ裏分ニ服セサルキハ、  
則テ之ヲ上等警保局ニ告訴スルヲ許スナリ、  
 ト、及ヒ警保權ノ憲法書ヲ設ケテ、此權ヲ限制スル  
 ノ二法ノミ、但、第一法ヲ用フルニ方リテ、上等警  
 保局、若、告訴セル私人ノ論ヲ是トセテ、之ニ權利  
 ヲ與フルキハ、遂ニ下等警保局ノ威權ヲ損害ス  
 ル、恐、甚、少ナカラサルヲ以テ、此法ヲ用フル

ハ、通例為シ難レトス、又第二法ノ如キハ、尋常ノ  
 混亂起ルニ方リ、及ヒ當ニ警保官ノ權ヲ以テ、罰ス  
 ヘキ罪ヲ犯ス者アルニ方リテ、此官ヲシテ、能ク  
 常度ヲ守リ、恣ニ權力ヲ振フ能ハサラシムルニ  
 足ルニ必然ナリ、去レ此法ニ由テ常ニ警保官ノ  
 權力ヲ中正適度トナスハ、甚、難、シテ、動モスレハ  
 却テ此權ヲ限制スルニ甚、レキニ過キテ、遂ニ警  
 保權ノ自由ナル活動ヲ阻止スルニ至ル、是、即、此  
 權ノ專恣ニ至ルノ弊ヲ矯メント欲シテ、却テ又  
 此權ニ必要ナル自由カヲ抑制スルノ一弊ヲ生

スルナリ、

以上論スル所、全、方今警保制度ノ弊害ナリ、今復  
 茲ニ羅馬ノ制度ヲ論說セリル可ラス、抑、羅馬ノ  
 法ニテハ、警保ノ權ヲ施行スル者ト同權力ナル  
 他官吏、若クハ更ニ之ヨリ權力盛ナル他官吏等、  
 警保權ヲ施行スル者ノ處分ヲ代稟スルノ法ヲ  
 リ、殊ニホルクストリゲン（按）羅馬ノナル者當然  
 此事ヲ為シ得ルノ權アリシカ、蓋、此法、能ク警保  
 權ノ制度ニ適應ス、○凡、神速ノ果斷ヲ以テ、處決  
 スルヲ要スルニ方リテ、警保官ノ處分、若、至當ヲ

得サルコトアレハ、又神速ニ此處分ヲ防制セザル

可ラス、然ルニ私人警保ノ一局ニ於テ、現ニ不當

ノ處分ヲ受ケシキ、更ニ上等ニシテ遠隔セル官

司ニ、登訴（イ）シスタレシツグ、（按）下局ノ處分

スルヲ要スル法アルキハ、決シテ不當ノ處分ヲ

神速ニ防制スルニ足ラス、蓋、同等ニシテ接近セ

ル官ニ、警保官ノ不當ナル處分ヲ禁止スルノ權

ヲ與フルキハ、能ク其害ヲ防制スルニ足ル可シ、

但、自由ニ處分スルノ權ヲ警保官ニ許サント欲

セハ、亦必、其處分ニ就テ、十分ナル保任ノ務ヲ負

ハレノサル可ラス、若此務ナキハ、則其權遂ニ  
 專恣ニ流ル、必然ナレハナリ、故ニ自由ノ權ヲ  
 許ス、<sup>一</sup>愈大ナレハ、保任ノ務モ亦隨テ、愈大ナル  
 ヲ要ス、然ルニ此保任ノ法ヲ用ント欲セハ、必令  
 時ノ登訴法ヲ廢シテ、他ノ制度ヲ用ヒサレ可ラ  
 ス、○茲ニ相反セルニ事ニ於テ、共ニ保護ノ道ナ  
 カル可ラス、即、其一、警保官ノ國家安寧ノ為、施為  
 スル諸業ニ、必要ナル自由權ヲ保護シテ、之ヲ失  
 ハサラレムルト、其二、私人ノ權利ヲ保護シテ、警  
 保官ノ暴權ヲ避ケレムルト、是ナリ、凡、警保官自

由ノ大權ヲ以テ、事ヲ處分スルヲ得ルハ、其處  
 分ノ善惡ニ隨テ、法官ノ審判ヲ受ル、<sup>一</sup>當然ナル  
 可ク、而テ此法官ハ、決レテ訴訟法官ヲテハ、<sup>一</sup>按、訴  
 訟法官ナリ、遵守スヘキ法律ヲ用ヒ、唯其處分  
 ノ國家安寧ニ害アルト否トニ著眼シテ、其罪ヲ  
 審判スルヲ緊要トナス、<sup>一</sup>按、警保官ノ處分、<sup>一</sup>命令、<sup>一</sup>少  
 凡、其事却テ國家ノ安寧ニ利アレハ、決レテ之ヲ  
 罰セサルヲ緊要トナレ、又其處分、<sup>一</sup>命令、<sup>一</sup>法律ニ背  
 ク所ナレト雖、<sup>一</sup>國家ノ安寧ニ害アレハ、必、<sup>一</sup>若、<sup>一</sup>警  
 保官實ニ其權ヲ恣ニシテ、人民ノ害ヲ生スルニ  
 方リテハ、害ヲ受ケタル私人ニハ、償金ヲ與ヘシ

人且政府ニ罰金ヲ納メレバ、以テ權ヲ擅ニセレ  
 害ヲ切ニ其身ニ覺悟セレムルヲ、最モ緊要ナリ、  
 警保權ヲ掌握スル人體ヲ撰フハ、最モ緊要ノ  
 ニレテ、若シ此權ヲ掌握スルニ堪ユハキ人體ヲ得  
 ルキハ、此權ヲ施行スルノ方法、始テ至當ヲ得  
 ニ至ル可シ、此事ニ就テモ亦、羅馬ノ制度タル實  
 ニ今時ノ龜鑑トナスニ耐タリ○今時ノ警保權  
 ヲ以テ、羅馬ニ於ケルカ如ク、實ニ國家ノ道義ヲ  
 保護スヘキ大權ト為サント欲セハ、必道義ヲ具  
 ヘテ、品行貴キ人物ヲ撰ヒ、此權ヲ掌握セレムル

一甚緊要ナリ、フリードリヒ、ローメル 獨乙人、一  
 十五年ハ、方今國家ノ急務タルハ、警保權ノ制度  
 一改革スルニ在ル所以ヲ論シタリシカ、其大旨  
 一俊傑數員ヲ合レテ、オルデン 〔按〕勲爵ヲ得タラ  
 一設ク、但之ヲ真ノ官吏トナス可ラス、警保ノ大權  
 一ヲ舉テ、悉ク之ニ委任シ、以テ此會社ヲシテ、實ニ  
 一其處分ヲ保任セシムルノ制度ヲ立ルヲ、方今ノ  
 一急務ニシテ、此他決シテ宿弊ヲ除去スルノ術策  
 一アルヲナシト云ヘリ、  
 一方今英國ノフリーデンスリフタル 〔按〕一種ノ法  
 一官ナリ、卷之



ハ第三款ト稱スル官ハ、才識徳望ヲ兼備シ、決シニ詳ナリ、ト稱スル官ハ、才識徳望ヲ兼備シ、決シテ他人ニ控制セラレサル人物ヲ合セル會社ニシテ、此官ニ委任スルニ、警保權ノ一分ヲ以テス、

第九款

第二 警保權ノ區分、及其專要ノ職掌、

パグ  
トリ  
フン  
デク  
ルチ  
オク  
ン、  
デ  
ル、  
ボ  
リ、  
ク  
イ  
ル  
グ  
ト、

警保ナル旨意ニ著意シテ、考フルルハ、其發動ニ就テ、二個ノ重要ナル方向アリ、即陰ノ方向チ子ガ

ハ、ツン  
グ、  
ト及  
陽ノ  
方向  
ボ  
レ  
フ  
ツ  
ン  
グ、  
ト、  
是  
ナ  
リ、  
而  
テ  
今  
日  
生  
レ  
来  
ル  
所  
ノ  
害  
ヲ  
防  
制  
シ  
テ、  
自  
由  
ナ  
ル  
交  
際  
ノ  
障  
碍  
ト  
ナ  
ル  
者  
ヲ、  
除  
去  
ス  
ル  
ヲ、  
陰  
ノ  
方  
向  
ニ  
發  
動  
ス  
ト  
云  
ヒ、  
又  
特  
ニ  
公  
衆  
ノ  
安  
寧  
ヲ  
増  
益  
ス  
ル  
ヲ、  
陽  
ノ  
方  
向  
ニ  
發  
動  
ス  
ト  
云  
フ、  
凡  
陰  
ノ  
方  
向  
ニ  
發  
動  
ス  
ル  
者  
ハ、  
唯  
公  
衆  
ノ  
安  
寧  
ヲ  
保  
守  
ス  
ル  
警  
保  
ト  
稱  
ス、  
陽  
ノ  
方  
向  
ニ  
發  
動  
ス  
ル  
者  
ハ、  
公  
衆  
ノ  
安  
寧  
ヲ  
増  
進  
ス  
ル  
警  
保  
ト  
稱  
ス、  
但  
此  
區  
別  
ハ、  
唯  
外  
貌  
上  
ニ  
於  
ケ  
ル  
ボ  
リ、  
ク  
ト  
稱  
ス、  
但  
此  
區  
別  
ハ、  
唯  
外  
貌  
上  
ニ  
於  
ケ

ルノミ、實際ニ至テハ、決レテ此區別アルトナシ、故ニ真實ノ警保權ハ、必、同時ニ陰陽ノ二方向ニ於テ、發動スル者ナリ、蓋、唯現ニ公衆ノ障碍トナルハ、キ者ヲ除去セシノミニテ、既ニ交際ノ自由ヲ增益スルニ足ルト多シ、例ハ、警保官ナル者、竊盜、攫徒等、驅逐レテ、市街ノ害ヲ除クハ、即之ニ由テ共ニ交際ノ自由ヲ增益スルカ如シ、又其他陰ノ方向ニ發動スル方法ヲ施スニ方リテ、兼テ陽ノ方向ニ發動スル方法ヲモ亦共ニ施スルアリ、例ハ、傳染病ノ流行スル時ニ方リテハ、當

ニ患者ヲ僻地ニ遷シテ、其傳染ヲ防クヲ照顧スルノミニ止マラス、尚且、患者看護ノ事ニ就テモ、亦必、意ヲ用ヒテ、之ヲ照顧スルナリ、○方今ノ世ハ、警保權ヲ限制スルト甚シクシテ、警保官ヲシテ、唯妨害トナル者ヲ除去スル事ニノミ從事セシメ、良善ノ事ヲ增益セシムルト、甚稀ナリ、而テ行狀風俗ノ警保ニ至テハ、此事更ニ甚シク、是實ニ今世ノ通弊ト云フヘシ、是故ニ陰陽ノ方向ニ隨テ、警保ノ職官ヲ二分スルハ、甚不可ナリ、若之ヲ分ツキハ、二方向ニ發動スル權、互ニ應護スルヲ

得スレテ、其力遂ニ弛解スルヤ必然ナリ、  
 又警保權ヲ二分シテ、預防ノ警保、  
 止ノ警保レハトナシ、而テ將ニ起ラントスル  
 障害ヲ預防シテ、起ラサラシムルヲ、  
 預防ノ警保ト稱シ、又既ニ法制ヲ害スル者  
 ナルニ及、即、現ニ  
 障害ノ起ルニ及ンテ、始テ之ヲ防止スルヲ、  
 防止ノ警保ト稱スル説アリ、去、  
 此區別亦徒ニ外貌  
 上ニ在ルノミ、  
 此區別ハ、唯保安ノ警保ニ著眼  
 レテ立ル者ナリ、  
 故ニ直ニ増安ノ警保ニ關スル  
 所ナシ、是即、此區

別ノ當ヲ失スル所以ナリ、○又唯預防ノミヲ以  
 テ、警保諸權ノ本性ナリトスル論、  
 威ニ蔓延セシカモ、大ナル謬見ト云フベシ、  
 例ヘハ、警保官泥濘沼澤ヲ  
 淨燥シ、狹隘幽暗ナル市街ヲ  
 毀テ、廣寬開濶ナル隙地ヲ設ケ、  
 大氣ヲ清淨ニシ、井泉ヲ鑿ル  
 等、總テ人民ノ健康ニ注意照顧スル  
 中、自テ將來ノ病患ヲ預防スルニ  
 足リ、且、縱令、從來ノ病患ヲ全ク  
 驅除レ得サルモ、大ニ之ヲ減スルニ  
 足ルハ必然ナリ、故ニ此ノ如キ警保  
 事業ハ、決シテ單ニ預防ニアラス、  
 又單ニ防止ニアラス、實ニ民人

平常ノ健康ヲ増益スルノ事業ナリ、今日警保權ノ主トシテ照顧スヘキ重要事件數種アルカ故ニ、之ニ隨テ警保權ヲ數類ニ區分設定スルハ、大ニ良善ノ法ト云フ可シ、而テ各類其為スヘキ事務ノ相殊ナルカ故ニ、必別個ノ學習ヲ要シ、別個ノ規律ヲ要シ、及別個ノ方法ヲ要ス、○去レ此各類ヲ以テ、全ク相離分スル者ト為ス可ラス、且警保官ノ為スヘキ事務、此各類ニ於テ、全ク盡セリト為ス可ラス、凡世上ノ事、千變萬化スルニ隨テ、自ラ此各類ニ屬セサル他務ノ須要

トナルヲ、必レモ無レト云フ可ラス、方今ノ形勢ニ於テハ、警保權ノ分類、左ノ如クナルヲ要ス、

〔第二〕高崇ナル警保ホリイ、ハ、即チ狹義ノ國事警保

スタルツボリイ、ハ、エンゲルン、レシテ、（按）汎ク國事ノ警保ト云フキハ、警保ノ諸類ヲ總稱スト雖モ、狹義ノ國事警保ト云フキハ、私事ノ警保ヲ除テ、唯國事ニ係レル警保ノミヲ云フナリ、

余カ國事警保ト目スルハ、即チ國內ニ於テ國家ノ存在、及安寧ヲ獎勵警保スルノ事務ヲ指稱スルナリ、故ニ此警保中ニハ、專ラ政令ノ性顯ハル、總テ國內ノ和平安全ヲ傷害スル事件起ルニ方

リテハ、必、此警保權ヲ施行セサル可ラス、○凡、此  
 權ヲ施行スルヤ、通常ハ現存ノ法制許ス所ノ區  
 域内ニ於テ、道ニ係レル方術、モラリセ及、物ニ係  
 ル方術、ヒレテセテ用フレハ、則、足レリ、（按例ハ正  
 風俗ヲ正  
 係スル方術、法令規律ヲ以テスルカ如キハ、即、道ニ  
 毀ツカ為、如上ニ論セル如ク、又、民人ノ健康ヲ増益セ  
 毀ツカ如キハ、即、物ニ係レル方術ト云フヘシ、  
 ○去、（去、若、非常ノ事起ルニ至リテハ、高崇ナル警  
 保權ヲ有ル者、方ニ國家ヲ救フヲ以テ、最急務トシ、  
 斷然變レテ非常權トナリ、以テ國家ノ大威カヲ  
 顯サ、ル可ラス、

〔第二〕私事ノ警保、（イ、ボンビヅ、ア、即、私人ニ属セ  
 ル、ボリ、イ、權利ノ存在、及、安寧ヲ照顧警保スルヲ云、左ニ  
 其諸類ヲ舉ク、

〔甲〕民人糧食ノ事ヲ照顧スル、（イ、ガ、エ、ル、子、ル、ヒ、  
 ン、グ、デ、ル、ベ、ハ、糧食ノ警保（ナ、ボ、リ、イ、グ、羅馬ハ頗  
 ル實際上ニ練磨セシ國ナリシカ、糧食ノ警保ヲ

以テ、政府長官ノ重要ナル事務ト為シタリ、當時  
 プレバ、（イ、セ、ル、ア、ヂ、ール、及、ク、ル、リ、セ、ル、ア、ヂ、ール、

ナル職官ハ、羅馬國中ニ儲糧充足シテ、常ニ缺乏  
 ナカラシムル、（ト、ニ、注、意、ス、ル、ヲ、以、テ、最、要、ノ、ト、

ナセリ、又其後帝國トナルニ至リテハ、帝躬ラ此  
 務ニ從事シテ、大ニ勉勵セシカ故ニ、賤民等大ニ  
 心服スルニ至リタリキ、  
 凡、民人ノ私事ハ、通例民人ニ任ス可シ、然ルキハ、  
 民人自ラ能ク勉勵シテ、之ニ從事スルカ故ニ、其  
 成事最多ク、最モ良トス、是故ニ國家ハ常ニ、其經  
 濟ノ法則ニ從テ、唯其弊害ノ生スルヲ預防シ、及  
 之ヲ蠲除スル（按既ニ弊害ノ生レタ  
 ル時ニ於テ施為ス、トニ從事ス  
 ルヲ要ス、去レ時アリ、非常ノ事起ルニ至リテハ、  
 民人ノ私事ヲ民人ニ全委シ、政府ハ唯其弊害ノ

預防蠲除ニノミ從事ス可ラス、若、徒ラニ此ノ如  
 キトヲ為ス片ハ、遂ニ非常ヲ救フニ足ラサル必  
 然ナリ、

大非常ノ事起ルニ至リテハ、國家ノ警保權、實ニ  
 強大ノ威力ヲ奮テ、始テ稍之ヲ救防シ得ルトア  
 リ、故ニ此ノ如キ際ニ臨テハ、國家其威權ヲ以テ、  
 民人ヲ救ハサル可ラス、而テ國家此事ヲ為サニ  
 ニハ、必、國家ノ經濟ト、私人ノカトヲ假リ、之ト合  
 併シテ、丁寧綿密ニ處分シ、以テ非常ノ事ノ益、増  
 進スルヲ防クヘシ、○其施設ノ術ヲ論スレハ、例

ハ糧食ノ價沸騰セル時ニ於テハ、之ヲ自由ニ  
 輸入スルヲ准許シ、或ハ姑ク輸入税ヲ廢シ、或  
 ハ姑ク之ヲ減スルナリ、  
 又沸騰益甚シキニ至レハ、其輸出ヲ禁止シ、或ハ  
 政府自ラ糧食ヲ買収シテ、更ニ之ヲ民間ニ賣與  
 シ、〔按〕蓋廉價ヲ以テ又ハ民人糧食ヲ耗費スルノ  
 賣與スルナリ、  
 數ヲ節シテ、浪ニ許多ノ耗費ヲ為スヲ禁スル等、  
 總テ政府ノ權ニアルヲハ、力ヲ盡シテ之ヲ為サ  
 サル可ラス、〔按〕近年獨佛戰爭ノ時、佛京他理  
 等ニテ、是等ノ一ヲ施為ヒリ、  
 但、又日常ノ交際上ニ於テモ、警保官儘糧食ノ事  
 ニ關セサル可ラサルヲアリ、例ハ、姦商アリ、一

時ニ無數ノ糧食ヲ買収シテ、頓ニ其缺乏ヲ起シ、  
 以テ他日非常ノ利ヲ射ルヲ謀ルヲレハ、則警  
 保官決シテ之ヲ坐視ス可ラス、凡此ノ如キ姦商  
 行ノ所ノ惡計ノ害タルヤ、譬ハ猶小瘡ノ全身  
 ニ蔓延スルカ如クシテ、遂ニ民間ニ缺ク可ラサ  
 ル汁液ヲ吸盡スルニ至ルカ故ニ、警保官必ス力ヲ  
 極メテ此ノ如キ惡計ヲ防制セサル可ラス、○凡  
 民人タル者ハ、必相生シ、相居ルヲ、天理ノ當然ニ  
 出レハ、乃一人ノ自由、及權利ヲ助クルカ為ニ、衆  
 人ノ自由、及權利ヲ害スルノ理ハ、決シテアル可

ラス、國家宜ク此理ヲ認メテ、公衆ノ障害ヲ防制セサル可ラス、

〔乙〕民人體軀ノ健康ヲ照顧スルヲ、  
イギリス、ゲス、ホルクド、健康ノ警保ツ、  
左ノ數條ニ舉ル者即是ナリ、

〔イ〕醫師、ツ、外醫、ル、製藥師、  
メ、等ノ技術ヲ考察レテ、實ニ學術ニ練磨セル者  
ノ、其事ヲ業トスルヲ許シ、庸醫下工ハ、其ヲ施  
スヲ禁ス、去ル此事ニ於テモ、亦他ノ諸事ニ於テ  
ルカ如ク、必ク變萬化ノ景狀ニ隨テ、適應ノ處分

アラサル可ラス、故ニ時アリテハ、規則外ノ事ヲ  
行フモ、亦必要トナルアリ、○方令各國ニ於テ、  
多クハ別ニ醫療官吏、  
ス、是ハ、健康ノ警保ヲ掌ラシメ、一ハ、政府醫療  
ノ、ニ關スヘキ時ニ於テ、其術ヲ施サシムンカ  
為ナリ、

〔ロ〕傳染病ノ流行スルニ方リテ、公衆ノ為ニ、之ヲ  
防拒スルノ方法ヲ施行ス、即チ、  
シテ、  
ヲ許スルハ、是ニ由リテ、  
恐レアルヲ以テ、海濱或ハ國界等ニ於テ、



如キ者ヲ設ケ、暫ク此處ニテ施行シ、又ハ種痘ノ  
滞在セシムルノ方法ナリ、  
令ヲ布クカ如キ是ナリ、  
墾地利ノ土耳其ニ鄰接  
セル、ミリテールグレ  
ンツ〔按〕土耳其ノ侵來ニ於

テ、是等ノ方法、盛大ニ備ハレリ、

〔ハ〕糧食ヲ賣買スル墟場イナバヲ監視シ、人身ノ健康ニ  
害アル不熟物、及、人命ヲ傷フ毒物等ノ賣買ヲ禁  
ス、

〔三〕患者ノ治療、及、看護ノ為、ニ、公衆ノ館舎ヲ建設  
シ、而テ戚族ノ力及ハサル者ハ、皆此館舎ニ入ル  
ヲ許ス、即、病院、イスビタ、タ顛狂院、ハイクルス、レ産院、イグ  
ルベ

ア、イリス、ス偕浴場、エッヘントリ、リ教育院、アイツングス  
タルト、ヒル、ハルウ、ング、是ナリ、

〔ホ〕人民ノ健康ヲ照顧センカ為、ニ、復、禽獸ノ傳染  
病ヲ預防シ、而テ之カ健康ヲ保全スルノ方法無  
ル可ラス、

〔丙〕安全ノ警保ツレボリゾルハイ、  
左ノ數件ニ舉ル  
者即、是ナリ、

〔イ〕公衆ノ為、ニ、番衛ヲ置クヘン、  
トソルゲ、ヒル、エッ

ゲン、ダルメ、リ、コンスタブル、レツメン子  
ル、ナフトエ、フテ、ル等、〔按〕共ニ巡邏番衛ヲ以テ之  
ヲ掌ル、ニ輕卒ナリ、

ニ充ツ、但、總テ警保ノ諸課ニ於テモ、亦此輕卒ヲ使役ス、蓋各課相關涉シテ離レサルハ、素警保ニ固有スル性ナルヲ以テナリ、

〔ロ〕屍體ヲ檢査シ、及墓地ヲ監視ス、クトーデ、デ、ユ、

グーベル、ダス、ベ、ライヘンハウス、  
〔按〕未、死人ヲ埋葬

貯ス、キルヒホフ、グルフト、  
〔按〕共ニ墓

〔ハ〕火災ノ警保、ホイエル、即竈爐ノ建築ニ就テ、

預、其規則ヲ公布シ、且、常ニ此規則ニ合フト否トヲ監視シテ、将来ノ火災ヲ減シ、消防法ヲ設ケテ、既ニ起リタル火災ヲ消滅シ、及火難保領ノ法

ンクヲ立テ、火災ノ為ニ受ケタル損失ヲ償フ等即是ナリ、

〔三〕私人ノ權利ヲ警保照顧シテ、安全ナラレム、

ソルゲヒール、チ、レフツ、  
ヘルハイト、デル、プリハ、  
〔之〕ヲ狭義ノ安全

警保イン、エンゲルン、  
レ、ツ、  
ト云

私人ノ權利ヲ警保照顧シテ、安全ナラレム、  
ニ就テハ、警保權大ニ司法權ト關シテ、互ニ密涉

ス、故ニ時トシテハ、此二種ノ境界ヲ分ツ、甚難キ  
トアリ、去ル、決シテ分ツ可ラストハ云フ可ラス、  
左ニ論スル所ノ理ニ由テ、乃之ヲ分ツヲ要ス、

警保ノ職務ハ、決シテ正義公直ヲ保全スルニア  
ラス、則、平穩安寧ヲ保全スルニアリ、平穩安寧ヲ  
保全スルトハ何ノヤ、現ニ平穩安寧ノ妨碍トナ  
ル者ヲ防制シ、公衆和平ノ障害トナル者ヲ除却  
シ、及、法制秩序ヲ破リテ、公衆ノ安全ヲ傷フ者ヲ  
驅逐スルヲ云フ、彼ノ罪狀ノ有無輕重ヲ査定シ、  
曲直ノ疑ハレキヲ判決シ、罪科ヲ斷定スルカ如  
キハ、決シテ警保官ノ職掌ニアラス、總テ是等正  
義公直ヲ保全スルノ處分ハ、必、警保官ノ關スル  
所ニアラス、按是等ノ主務ナリ、法唯是等ノ處分ヲ補

國語訳言 卷七 警保官

助スルコトハ、或ハ之アリ、  
但、警保官已ムヲ得サルコトアルニ方リ、テハ、或ハ  
其權ヲ常區ノ外ニ施行セサル可ラサルコトアリ、  
是ヲ以テ各國皆警保官ニ、限制セル懲戒法ツグ  
レグト、ヲ用フルヲ許スナリ、  
但、警保官ニ唯懲戒法ヲ施行スルヲ許シテ、刑法  
ヲ施行スルヲ許サ、ル所以ハ、蓋、懲戒法ハ、殊ニ  
公衆ノ安寧ヲ保全スルカ為ニ、施行スル者ニシ  
テ、唯姑ク懲戒スルヲ目的ト為スト雖モ、刑法ハ、  
專ラ正義公直ヲ保全スルカ為ニ、施ス者ナルヲ

國語訳言 卷七 警保官 四十一

以テナリ、○然ルニ若警保官ニ懲戒法ヲ施行ス  
 ルヲ禁スルキハ、其權力遂ニ振ハサルニ至リ、若  
 又懲戒法ヲ施行スルニ於テ、綿密ナル治罪法ノ  
 規律ヲ遵守セシメント欲スルキハ、其事務甚、困  
 難ヲ生スルノ恐、少ナカラズ、故ニ此二件ハ、全ク  
 警保官ノ職務ニ相合セサル者ト云フ可シ、○然  
 ルニ近令佛國ノ制度ニ倣ヒ、元來警保官ノ懲戒  
 スヘキ罪過ヲモ、此官ニ任セシテ、法院ニ委任  
 スルノ制度ヲ立タル國ナリ、此制度アルキハ、實  
 ニ警保官ノ專恣ニ至ルヲ防ク、益少ナカラズ、

但警保官ノ權カヲレテ、衰弱痿痺セシメサル  
 甚、緊要ナルカ故ニ、常ニ此官ヲレテ、必憲法ニ隨  
 テ、警保刑ホリテイストテ、  
ト云フ義ニレテ、即、警保官ノ掌ル刑  
 刑ヲ施行スルノ權利ヲ失フヲナカラシム可  
 久、且、縱令、法院ニモ、憲法ニ隨テ、警保ノ處分ニ關  
 セル、命令指揮ヲ施ス權ヲ與フルモ、此官ヲレテ、  
 唯正義公直ヲ害スル者ヲ罪スルヲ以テ、其本意  
 ト為サシメ、決シテ公眾便益ノ為ニスル（按）即、安  
事、  
 元來警保官ノ懲戒スヘキ罪過ヲ以テ、全ク法院

、處分ニ委任セル國ニ於テス、猶警保官ラレ  
 テ、僅ニ少罪過ヲ罪スルノ權ヲ握ラレム、若、然ラ  
 カレハ、此官決シテ其職ヲ盡ス能ハサルニ至ル、  
 必然ナレハナリ、  
 警保官ハ其職掌ノ區域内ニ於テハ、決シテ法院  
 ニ從屬スヘキ者ニアラス、即、法院ノ其自己ノ區  
 域内ニ於テ、決シテ警保官ニ隨屬セサルト同一  
 理ナル可レ、故ニ人若、警保官ノ處決ニ服セサル  
 者アリテ、更ニ之ヲ法院ニ訴フルトアリ、決シ  
 テ法院ニ於テ、之ヲ改裁スルヲ許サス、但、警保官

實ニ法院ニ對レテ、其處分ヲ保任スルノ規律ハ、  
 他官吏ノ保任規律ト、大約相異ル所ナカル可レ、  
 ○但、警保官安寧平穩ヲ照顧スルニ方リテハ、時  
 ノ景況ニ隨テ、神速ニ強猛ノ威力ヲ施サ、ル可  
 ラサルヲアルヲ以テ、儘己ムヲ得ス、自己ノ意見  
 ヲ以テ、法ニ合セサルヲモ為サ、ル可ラス、去  
 是ヨリ遂ニ其權ヲ弄レテ、私人ノ自由、及權利  
 ヲ枉害スルノ恐アル、亦少ナカラス、是故ニ必、其  
 處分ヲ十分ニ保任スルノ責ヲ負ハレメサル可  
 ラス、但、其處分ノ善惡當否ヲ判定スルヤ、必、レモ



トキツ、トノ如ク、必分テ二事ト為ス可シ、何者、  
 教育ハ、事務一ツレニレテ、教育ノ警保ハ、権力ルト、  
 ナレバナリ、總テ公衆交際上ノ一ニ於テハ、必警  
 保權ノ關セサルナレ、故ニ教育事務及、經濟事  
 務ニモ亦必關ス、但、其關スルヤ、唯公衆ノ為ニ、權  
 カヲ要スルノ故ヲ以テナリ、若、之ヲ要セサル時  
 ニ於テハ、此權決シテ關スヘキノ理ナシ、但、命令、  
 或ハ禁止ノ權ヲ施行スルニ緊要ナルニ方リテ  
 ハ、権力ナル警保、專主トナリテ、事務ハ之ニ從属  
 ス、権力ナル警保、決シテ事務ニ隨行スルニアラ

ス、○唯事務ノミヲ以テ、其事ヲ濟スニ足ル時ハ、  
 決シテ警保權ヲ施ス可ラサルハ固ヨリ論ナレ  
 去、是時ニ於テハ、警保官必、教育官ノ處分ヲ監  
 察シテ、其怠惰ヲ制スルヲ以テ、主務ト為ス可ク、  
 又権力ヲ用ヒサル可カラサルカ為ニ、警保官其  
 権力ヲ施スニ方リテハ、必、事務官ノ裨補ヲ求ム  
 ルヲ要ス、總テ各官相助ク、相救フノ規律ハ、必、此  
 ノ如クナル可シ、

教育警保ノ品類ハ、左ニ舉ルカ如ク、  
 [甲] 公衆ノ行狀風儀ヲ照顧シテ、其善良ヲ保全ス

ル、チ、ソ、ル、グ、ヒ、ル、ト、リ、ハ、行状ノ警保、  
 シ、ト、リ、カ、イ、即、羅馬ニテハ之ヲ行状ノ檢査  
 ソ、ボ、リ、ク、イ、ト云へり

教育ノ警保權ヲ施シテ、臣民一般ノ行状風儀ヲ  
 照顧シ、以テ益之ヲ善良ナラシムルハ、國家負フ  
 所ノ務ナリ、去レ素人タル者ヲシテ、今日交際上  
 ノ行状風儀ヲ善良ナラシムルトニ心ヲ用フル  
 ハ、專ラ教會ヲキルノ預ル處ニシテ、教會能ク此責  
 ヲ盡スキハ、人心ニ感應スルト、更ニ深切ニシテ、  
 其良功アルト、絶テ國家政治ノ及フ所ニアラス、

教會タル者、能ク自己ノ務ヲ敬シ、以テ天神ヲ  
 畏敬スルノ道ヲ明ニシ、而テ能ク人ヲシテ、天神  
 ト合體スルヲ得セシムルハ、自ラ仁義禮讓ノ  
 源泉、國家民人ノ上ニ溢流シテ、決シテ盡クルト  
 ナカル可シ、○國家ナル者ハ、人ノ良心知識ヲ制  
 馭スルノ權ヲ有セス、且冥々ナル精神ヲ拘管シ  
 テ、之ヲ正善ニ遷スノ權ヲ有セス、國家ノ權ノ及  
 フ所ハ、唯外貌ニ顯ハル、事上ニ在ルノミ、故ニ  
 國家タル者、決シテ民人ノ道義心ヲ直ニ照顧ス  
 ルノ權ヲ有スルニアラス、唯精神内ニ潛住スル



者發出シ、顯レテ外面ノ舉動トナルニ至リ、始テ  
 國家ノ管スル所トナリテ、其權内ニ歸スルナリ、  
 ○教會ハ能ク神教ノ道ヲ以テ人ノ暴惡ナル心  
 意ヲ改メ之ヲ正善ニ遷スヲ得トイヘ、國家ハ  
 唯能ク人ノ暴惡ナル所行ヲ禁シ、及善行ノ障碍  
 妨害トナル者ヲ減除スルヲ得ルノミ、但此事  
 務ヲ盡スニ於テモ、動モスレハ指令煩多ニ過キ  
 テ深ク民人私事ノ區域ニ侵入シ、其自由ヲ妨ク、  
 或ハ又指令ヲ怠リテ、全ク民事ニ著意セサル等  
 ノ弊害生シ易シ、此二弊害モ亦猶例ヘ、二個ノ

相對セル巖礁ノ如シ、當路者宜レク共ニ之ヲ避  
 ケテ、其中路ヲ航ス可シ、

○按國家ノ權ト、教會ノ權ト相岐分スル所、  
 本文ニ論スルカ如クシテ、遂ニ相犯ス可ラ  
 サル者ナリ、然ルニ未開明セサル國ニ於テ  
 ハ、政府往々縱ニ人ノ精神心意ヲ拘管制馭  
 セントス、豈迷誤ノ甚シキニ非スマ、卷ノ九  
 教育事務ノ部、及英人ミルカ著ス所ノ自由  
 ノ理中村敬太郎所譯ナリ、中、此理ヲ詳論ス、宜シク就  
 テ看ル可シ、

羅馬國ニテハ、國家タル者、人民ノ行狀ヲ警保スルヲ以テ、貴重スヘキ事務トシ、且、其行狀検査ノ法ヲ立ツルヤ、事咸綜攬シテ、一モ遺サ、ルノ意ヲ以テセリ、而レテ其検査官ナル者ハ、總テ人民ニ存スル仁義禮讓ノ心ヲ妨害スル所業アレハ之ヲ制止スルノ權アリキ、但、此官決シテ將來ヲ預防スルカ為ニ、其權ヲ施スニアラス、必、不正ノ行ヲ為ス者アルニ至リテ、始テ其權ヲ施シタリキ、是、公衆ノ際ニ、良風俗ノ行ハレシメテ欲スルカ為ニシテ、現ニ此風俗ヲ傷フ所業了然タル時

ニ於テスルノ<sup>ニ</sup>大功績アリテ、衆望ノ歸シタル徒ヲ選テ、検査官トナセシメカ故ニ、決シテ不當ノ事ヲ為ストナカリキ、去レ其者ノ所業、若、實ニ法制ニ背ケル時ハ、則、之ヲ制止スル<sup>レ</sup>、全ク法院ノ處分ニ係ルヲ以テ、検査官ハ敢テ之ニ關セサリキ、○縱令、高位大官ニ居ル者ト雖モ、若、良風俗ヲ傷フ所業アルハ、決シテ検査官ノ刑罰ヲ適カ<sup>ル</sup>、<sup>レ</sup>能ハサリキ、中古ノ世ニ於テハ、教會ナル者、民人ノ行狀風儀ヲ視察照顧スル<sup>レ</sup>十分ナリキ、然ルニ今時ニ及

テハ、教會ノ權頗ル陵夷シテ、十分ニ人ノ精神清  
 意ヲ控制スル能ハサル勢トナリ、又尋常ノ警保  
 官ハ、決シテ此事務ヲ主管スル能ハサルカ故ニ、  
 方今ハ此事務ニ於テ、十分ニ主管スル者アラサ  
 ルニ至レリ、○警保ノ諸事務中、其最モ難キ者ニ  
 至リテハ、實ニ卓見高識ヲ備ヘテ、大ニ衆望ノ歸  
 向スル人傑ナル者、全ク自己ノ意見ヲ以テ、自由  
 ニ處分スルニアラサレハ、決シテ其功ヲ成ス可  
 ラス、羅馬ニ於テ若キ事務ヲ以テ、衆人敬重スル  
 所ノ人傑ニ委托セレハ、蓋此國ノ警保制度ノ真

ニ卓絶セシ所以ナリ、然ルニ今時ノ諸制度中、最  
 モ宜キニ適セサル者ハ、警保ニシテ、決シテ羅馬  
 ノ如キ良法アラサルノミナラス、動モスレハ警  
 保官ナル者、漫ニ細些ノ事ニ關レテ、害ヲ人民ニ  
 流シ、遂ニ其嫉惡嫌忌ヲ受クルニ至ル、加之、政府  
 官吏ノ為ス所モ亦、過半ハ殆<sub>ト</sub>警保官ノ所業ニ等  
 シク、共ニ民人ヲ困シムルカ故ニ、滿政府遂ニ其  
 嫉惡嫌忌ヲ受クルニ至ルナリ、  
 警保ノ編制ヲ改革スルニアラサレハ、此弊害決  
 シテ除去ス可ラス、而テ方今ノ世於テモ、威權

フ縦ニセント欲スル、偏見劣識ノ官吏ニ警保權  
ヲ任セスレテ、別ニ衆望ノ歸向セル私人ヲ撰テ、  
之ニ委托シ、而テ全ク其自己ノ意見ヲ以テ、此權  
ヲ施行セシメハ、上ニ論スルカ如キ弊害ヲ除ク  
ヲ、決レテ難キニアラス、凡、天爵ヲ得テ天下ノ仰  
慕ヲ受クル諸士、若クハ一私人ニ、此權ヲ委托セ  
ハ、能ク良功ヲ奏シ、民人モ亦必之ニ敬服スルニ  
至ルヘシ、而テ今時ノオルデシ〔按〕熱爵ヲ得タノ  
ル熱爵ヲ得タノ  
如キモ、若シ此權ヲ委托セハ、乃、其功益アル可シ、  
國家タル者教會ヲ監視シ、及、神教會同ノ景狀、或

ハ教育ノ方法〔卷ノ九ニ於テ詳論スヘシ〕ヲ都察  
スルノ職務ヲ除クノ外、方今ニ於テハ、行狀風儀  
ヲ照顧スル警保權ノ種類ト称スヘキ者、甚タ少  
シ、

〔一〕看護警保ホトルムシド及、婢僕ノ警保シゲレ  
ボリ、家々能ク治マリ、其眷族相和スルヲ肝要  
ナルヲ以テ、能ク此目的ヲ達センカ為ニ、此警保  
ヲ行フナリ、但、止私法及尋常ノ看護事務ホトル  
レキコトゾ、ズノミニテハ、未、此目的ヲ達スルニ足ラ  
サル時ト、及、法院保護ノ術ヲ用フルヲ、條理ニ於

テ當然ナラサル時、若クハ法院ノ保護届ク能ハ  
サル時トニ於テノミ、此警保ヲ施行ス可レ、

〔ロ〕一種ノ行肆店舎ヲ視察スルヲ、チ、ア、ウ、フ、即チ猛烈ナル飲料ヲ賣ル舗

ア、イ、セ、即チ猛烈ナル飲料ヲ賣ル舗

行、セ、チ、ケ、ヒ、即チ猛烈ナル飲料ヲ賣ル舗

籍ヲ貸覽スルテ、久、即チ猛烈ナル飲料ヲ賣ル舗

風儀亂レテ、不正ノ所業ヲ生レ易ク、又賭博場、ピ、

カス、ハ、妓樓デ、ル、、如キ者ハ、素不正ノ事ヲ為ス

カ為、テ、設クル者ナレハ、能ク注思レテ、此等ノ店

舎ヲ監視スヘシ、

〔ハ〕出版ノ警保、ニ、詳ナリテ、恐クハ第、四款ノ誤

リ、

〔乙〕民人ノ相協同スル方法ヲ照顧レ、リ、チ、ヒ、シ、

一、ダ、セ、ル、デ、ス、ホ、ル、ク、ヘ、レ、其情意ヲ快活ニナレ、ソ、

ハ、イ、テ、サ、イ、テ、ユ、ル、及其互相ノ交際ヲ便ニスル

ル、ソ、ル、ゲ、ヒ、ル、ヘ、ン、ハ、ル、ケ、ン、ニ、著、意、ス、エ、デ、リ、テ、一

ト、即チ民人協同及交際ノ警保、ツ、ゲ、セ、ル、リ、テ、

方今ノ世ハ、論說若クハ事業ヲ以テ、志ヲ同ウス

ル者、自由ニ會社ヲ結テ、相協同スルヲ、愈切要ト

ナリ、且、ッ、人性ニハ、必相協同セント欲スル心情相

具スルヨリ、自ラ從來協同ノ方法體裁ヲ、更ニ考  
 窮發明レテ、其品類益、許多トナリシカ故ニ、國家  
 此等ノ協同會社ヲ核管シテ、照顧ヲ加フルニ就  
 テモ、亦一層注心掛慮ヲ要スルトナレリ、○私  
 人互ニ會社ヲ結ビ、相協同スルニ就テハ、必其自  
 由權ニ由テ事ヲ行フハ、固ヨリ當然ナリ、故ニ警  
 保官亦必、此自由權ヲ能ク認許ス可キハ、論ヲ俟  
 ス、加之、公衆安全ノ為ニハ、復能ク公衆ノ權利ヲ  
 モ保護シテ、敢テ私人ヲレテ、此公衆ノ權利ヲ侵  
 カサレメサルヲ要ス、是故ニ此警保ニ於テモ、或

ハ時アリ、ハ、私人ノ自由ヲ限制スルヲ要シ、或  
 ハ時アリテハ、之ヲ助ケテ増進セシムルヲ要ス  
 ルナリ、卷ノ十二第八款  
 國民ノ情意ヲ快活ニセント著意スルハ、仁善ノ

處置ナリ、既ニ羅馬ニ於テハ、下民、麵色及、穢嬉  
 ヲ、エト、キルト云ヘル語ヲ以テ、其當然ノ大願欲  
 ヲ訟ヘタリ、而テ當路ノ人ハ、下民ヲレテ此二個  
 ノ願欲ニ充テシムルヲ以テ、頗榮譽トセリ、然ル  
 ニ今時ノ警保官ハ、演劇開宴、及、歡樂等ノ、一ニ於  
 テハ、唯其放恣ニ至ルヲ制シ、及、危害ヲ生スルヲ

防ク等、總テ陰ノ方向ニ進ム處分ニ勉勵スト雖  
 氏、大ニ民情ヲ鼓舞作興シテ、之ヲ快活優美ニナ  
 スカ如キ陽ノ方向ニ進ム所ノ處分ニ至リテハ、  
 羅馬警保ノ意ニ及ハサル宵壤ナリ、○羅馬人ハ、  
 頗、治體ニ練熟セレカ、殊ニ此陽ノ方向ニ進ム所  
 ノ處分ヲ以テ、甚、緊要ナルトシテ、大ニ之ヲ勉  
 勵シ、而テ其英傑ナル者ハ、相競テ大演劇ヲ興レ  
 クリキ、既ニ此國、民主國トリレキニ於テハ、麵包  
 及、戲嬉ノ事ヲ照顧セレエダールハ、最高ノ官ニ  
 登ルノ階梯ナリキ、

〔丙〕救助警保、ウングス、ポリス、ツツ、イ、及、救貧警保アポルノ

シ、モ、亦、此部類、無、教育部警保ニ列ス可シ、

此警保ヲ施スニ就テハ、先、真ノ貧人ト、唯非常ノ

時ニ當テ、一時救助ヲ仰ク者トヲ區別シ、且、又貧

人中ニ於テモ、天然ノ貧人ト、自ラ求メテ貧窮ニ

陥リレ者トヲ、仔細ニ區別スルヲ要ス、然ルニ若

是等諸類ヲ悉皆同視シテ、全ク其區別ヲ立テサ

ルキハ、必、二個ノ害アルヲ免レス、其一ハ、之ニ由

テ動モスレハ、貧人ノ自ラ貧困ヲ免レント欲ス

ル氣節ヲ挫折シ、其二ハ、現ニ存スル弊害ヲ、益、増

加スルヲ屢之アルナリ、是故ニ之カ區別ヲ立ル、  
左ノ如キヲ要ス、

(イ)凶年饑歲等、糧食大ニ缺之シ、其價非常ニ騰貴  
スル時、或ハ大火災、若クハ戦争等起リ、平常ノ糧  
食頓ニ凶失スル時、又ハ工商ノ業、一時ニ止息ス  
ルアリテ、庶民其業ニ就ク能ハサル時、以上總  
テ非常ノ災厄起ルニ方リテハ、政府一時許多ノ  
民ヲ救助セサル可ラサルアリ、而テ此ノ如キ時  
ニ臨ミテハ、平常貧窮ナラサル者ト雖モ、自ラ活  
計ヲ營ム能ハサルヲ以テ、已ムヲ得ヌ一時救助

ヲ仰クニ至ル、去レ此輩元來貧窮人ナラサルカ  
故ニ、非常ノ事歇ミ、平常ノ形勢ニ復スルニ至レ  
ハ、自ラ能ク生計ヲ營ムヲ以テ、決シテ救助ヲ要  
セサル可シ、○然ルニ政府若ク救助ノ方法ヲ誤ル  
テアルキハ、却テ是等ノ徒ノ志氣ヲ挫キ、遂ニ懶  
惰ニ流レシムルノ恐ナキ能ハス、故ニ宜シク意  
ヲ用ヒ、救ニテ此弊害ヲ防ク可シ、加之、益其志氣  
ヲ獎勵シテ、良民トナラシムルヲ最モ緊要ナリ、  
凡人タル者ハ、皆自ラ其力ニ食ムヲ、天理ノ當然  
ニ出レハ、縱令、非常ノ災厄アルニ方リテハ、一旦



之ヲ救助スルコトアリ、是ニ因テ決シテ其自食  
 ノ心ヲ失ハシムルコトアル可ラス、是故ニ一時災  
 厄ノ為ニ、救助ヲ仰ク者ヲ以テ、決シテ真ノ貧人  
 ト混同ス可ラス、其之ヲ待遇スルノ方法ニ至テ  
 モ、亦自ラ相同ニカラサルヲ要ス、若シ之ヲ混同シ、  
 同方法ヲ以テ之ヲ待遇スルキハ、遂ニ其廉恥ノ  
 心ヲ失ハシムルコト必然ナレハ、宜ク切ニ意ヲ用  
 フ可シ、蓋人ノ自ラ艱難災厄ニ耐ヘテ、能ク之ニ  
 勝ツ所以ノ者ハ、獨、廉恥ノ心ノ存スルニ依レハ  
 ナリ、

民人タル者ハ、自ラ力<sup>ポ</sup>ノ、自ラ食ム<sup>ト</sup>、甚、緊要ナレ  
 氏、若シ災厄起リ、勉力自養スル能ハサルニ方リテ、  
 之ヲ救助シ、其災厄ニ耐ヘシムルハ、素、經濟ノ事  
 務ナレハ、決シテ警保官ノ掌ルハキ職任ニアラ  
 ス、然ルニ時アリテ、經濟ノ術策未全ク災厄ヲ除  
 クニ足ラサルコトアリ、是時ニ方リテハ、警保官已  
 ムヲ得ス、其強盛ノ威力ヲ奮ヒ、經濟ノ事務ヲ助  
 ケ、以テ、民人ノ災厄ヲ攘ヒ、其安寧ヲ得セシメサ  
 ル可ラス、

〔口〕天然ノ貧人トハ、素性自ラ營養スル氣力ナク、

且、戚族ノ救助スヘキ者モアラサルヲ以テ、已ム  
 ラ得ス、公衆ノ救助ヲ仰ク者ナリ、即、親戚ニ離レ  
 タル貧兒、未婚セサル幼童、氣力憔悴セル老人、及  
 病者、廢人等ヲ云フ、而テ國家是等ノ徒ヲ救助ス  
 ルハ、素、神教、及、道義ノ旨ニ基キシナリ、中古ノ世  
 ニ於テハ、教會專ラ此救貧ノ務ニ從事シタリシ  
 ガ、今モ尚基督教ノ旨ニ由テ、此仁恤ノ務ヲ、放擲  
 マル能ハサルハ固ナリ、去、此今時ハ殊ニ救貧ノ  
 方法ヲ以テ、國家ノ掌ルヘキトナセリ、蓋、戚族  
 ノ救助スヘキ者ナキ貧人ヲ看護シテ、決シテ凍

餓ノ憂ナカラレムルハ、國家當然ノ職務ナルヲ  
 以テ、國家敢テ此務ヲ怠ルヲ得サルナリ。○但、國  
 家此事ヲ為ス、亦教育ニ保レル事務ニ於ケルカ  
 如ク、決シテ威權ヲ施スヲ以テ、先務ト為ス可  
 ス、必、先ツ事務ヲ行フヲ以テ、先務ト為ス可  
 故ニ救貧事務アルレト、救貧警保アルレト、  
 又必、分テ二事ト為スヲ要ス、而テ若、唯救貧事務  
 ノミニテハ、未、全ク貧人ヲ救助スルニ足ラサル  
 時ニ於テノミ、已ムヲ得ス、救貧警保ヲ施行ス可  
 故ニ警保官ハ、唯救貧事務ノ官、自ラ其務ヲ盡

スニ力足ラサル歟、若クハ其務ヲ怠ル時ニ於テ、之ヲ補助スルノ、  
 其他救貧ノ務ハ、專ラ各邑ゲマニ委任レテ、國家ハ直ニ之ニ關スルナク、唯國家ノ警保官タル者、邑ノ事務ヲ監督シ、且、其力ノ及ハサル所ヲ補助スルヲ以テ、甚良制ト為ス可シ、何者、邑ハ警ヘハ家族ノ蔓延セレ者ノ如クシテ、國家ト家族ノ中間ニ位シテ、各自ノ人ヲ管スル者ナレハナリ、是故ニ能ク邑内ニ住居セル貧人ノ状態ヲ詳悉シテ、之ヲ救助スルハ、邑ノ長スル所ニシテ、國

家ノ此務ヲ為スヨリモ、其功却テ大ナル可シ、  
 (ハ)自ラ求メタル貧人トハ、元來身體強壯ニシテ、自ラ其力ニ食ム能ハサルニアラス、唯懶惰ニ流レ、職業ヲ惡ミ、徒手遊食ヲ欲スルカ為ニ、遂ニ貧困ニ陥リ、他ノ救助ヲ仰カサルヲ得サルニ至リタル者ヲ云フナリ、是故ニ政府此貧人ヲ救助セシニハ、專ラ警保權ヲ施行レテ、酷ク之ヲ懲戒セサル可ラス、只救貧事務ノミヲ以テ之ヲ處スレハ、絶テ益ナシ、○此故ニ此貧人ハ、必操作場ルアハイツ、及ヒ懲戒場コルニ入レ、操作ニ従

事セシメ、以テ嚴ニ之ヲ懲戒スルヲ緊要トス、但  
是等ノ一ハ、決シテ邑ノ掌ル所ニアラス、必ス國家  
警保權ヲ以テ、此事ヲ為サ、ル可ラス、

○英國ニテ、以利沙伯女王、一千五百三十一年  
ニ生ヒ、六百零三年ニ殂

ス、在位ノ時ニ、唯癡瘋病ヲ患ル者、廢疾ニ罹ル

者、老人及、聾者等ヲ救助スルカ為ニ、救貧稅ルア

キ、メンタヲ設立セリ、然ルニ其後ニ至リテハ、能

ク職業ニ堪ユル者ニテモ、懶惰ニシテ其業ヲ

勉メスシテ、貧窮人トナル者ハ、共ニ救貧稅ヲ

以テ救助シ、而テ本文論スル所ノ三種ノ貧人

ヲ以テ、全ク混淆レテ、相分タサリレカ故ニ其

弊害遂ニ言フ可ラサルニ至レリ、○獨乙及瑞

士ニ於テモ、此三類ノ區別、未全ク十分ナルニ

ハアラスト雖モ、英國ノ制度ニ比スレハ、遙ニ

優ルト云フヘシ、

〔第四〕國家經濟ノ警保、スタールツボ  
リツイ、又ホルクス井ルト

國家經濟ノ警保ハ、即チ制馭ノ權柄トオブリ、グカ  
イ

ト、ナルヲ以テ、此權ニ隨屬セル國家經濟ノ事務

スタールツボ井ルトハ、自ラ相異ナルヲ、猶教育警保

ポク<sup>ル</sup>ツ<sup>イ</sup>、ト教育事務<sup>パ</sup>ク<sup>ル</sup>ツ<sup>イ</sup>、ノ相異<sup>ル</sup>カ  
如<sup>レ</sup>、平常ノ形勢ニ於テハ單ニ經濟事務ノミニ  
テ足<sup>ル</sup>カ故ニ、決<sup>レ</sup>テ權柄<sup>ノ</sup>ル警保ヲ施スヲ須  
ヒス、唯實ニ權柄ヲ施ス<sup>ト</sup>必要トナル時ニ臨<sup>テ</sup>  
之ヲ施行スルヲ要ス、經濟ノ警保ナル者ハ、即<sup>チ</sup>左  
ノ諸類ナリ

〔甲〕水利ノ警保、ワ<sup>ツ</sup>セ<sup>ル</sup>ボ 江河ヲ修理<sup>シ</sup>、堤防ヲ  
建築<sup>レ</sup>テ、人ノ沈溺<sup>ノ</sup>物ノ流失ヲ預防<sup>シ</sup>、并ニ江河  
ノ通航<sup>、</sup>或ハ捕魚ノ用ニ供<sup>ヒ</sup>、河水ヲ水工ニ用<sup>ヒ</sup>、  
及<sup>、</sup>之ヲ田野ニ灌<sup>ク</sup>等ノ<sup>一</sup>ニ於テ、公衆利益ノ為

ニ注意照顧<sup>シ</sup>、且<sup>、</sup>公衆利益ヲ妨碍<sup>スル</sup>者<sup>ア</sup>レハ、  
則<sup>チ</sup>必<sup>ズ</sup>之ヲ制止<sup>シ</sup>、其他海港ヲ開<sup>キ</sup>、燈明臺ヲ建<sup>テ</sup>  
以<sup>テ</sup>、船舶ノ便益ヲ謀<sup>ル</sup>等ナリ

〔乙〕道路及<sup>、</sup>街衢ノ警保、エ<sup>ト</sup>ラ<sup>ゲ</sup>ボ<sup>リ</sup>ツ<sup>イ</sup>、ウ<sup>ン</sup>ド、  
即<sup>チ</sup>道路街衢、錢道、橋梁等ノ築造修繕ノ<sup>一</sup>ヲ照顧  
シ<sup>テ</sup>、其堅牢ヲ保全<sup>スル</sup>ヲ云<sup>ス</sup>、○橋梁ノ修繕ヲ  
命<sup>スル</sup>ハ、警保ノ務ニシ<sup>テ</sup>、之ヲ適宜ニ修繕<sup>スル</sup>  
ハ、經濟ノ任ナリ

〔丙〕公衆ノ為ニ設<sup>ケ</sup>タル井水及<sup>、</sup>公衆ノ為ニ設<sup>ケ</sup>タル  
園圃ヲ警保<sup>スル</sup>、<sup>ツ</sup>ル<sup>グ</sup>、<sup>ヒ</sup>ル<sup>、</sup>エ<sup>ラ</sup>ヘ<sup>ン</sup>ト<sup>リ</sup>ハ、  
グ<sup>ロ</sup>ン<sup>チ</sup>ン、<sup>ウ</sup>ン<sup>ド</sup>、<sup>エ</sup>ラ<sup>ヘ</sup>ン<sup>ト</sup>

リへ、プロダクト、〔按〕往來スル者ノ為ニ設ケタル井水  
及、衆人散歩等ノ為ニ設ケタル圍圍ノ警保ヲ云  
ス、其他此ノ如キ園圍ヲ修飾スルカ為ニ、樹木  
草花ヲ培植シ、牌坊ヲ建造シ、及、公衆ノ為ニ館舍  
ヲ築營シ、且、之ヲ美麗清潔ニ粧飾スル等ノ一ヲ  
照顧ス、○繼令、私人ニ屬スル屋舎ト雖モ、亦能ク  
照顧シテ、若、公衆ノ安全ヲ害シ、公衆ノ忌避ニ觸  
ル、者アラハ、必、之ヲ禁止ス、但、其照顧甚、過察ニ  
シテ、遂ニ私人ノ所有、及其快樂ヲ拘束スルニ至  
ル可ラス、

〔丁〕國家經濟ノ警保、ホルクヌサトルトシフトリヘ、ボリクイ、〔按〕以上甲乙丙丁ノ

四類ノ一類ニシテ、國家經濟ノ警保ト云ノト雖モ、又丁ノ一類ノミクモ、國家經濟ノ警保ト云ス、  
此警保ノ事ニ就テハ、卷之十一ニ於テ、經濟事務  
ヲ論說スル時、併テ論說ス可シ、〔按〕卷之十、第八、款  
詳ナリ、即、專、製  
作ノ事ニ係レ  
ル警保ナリ、

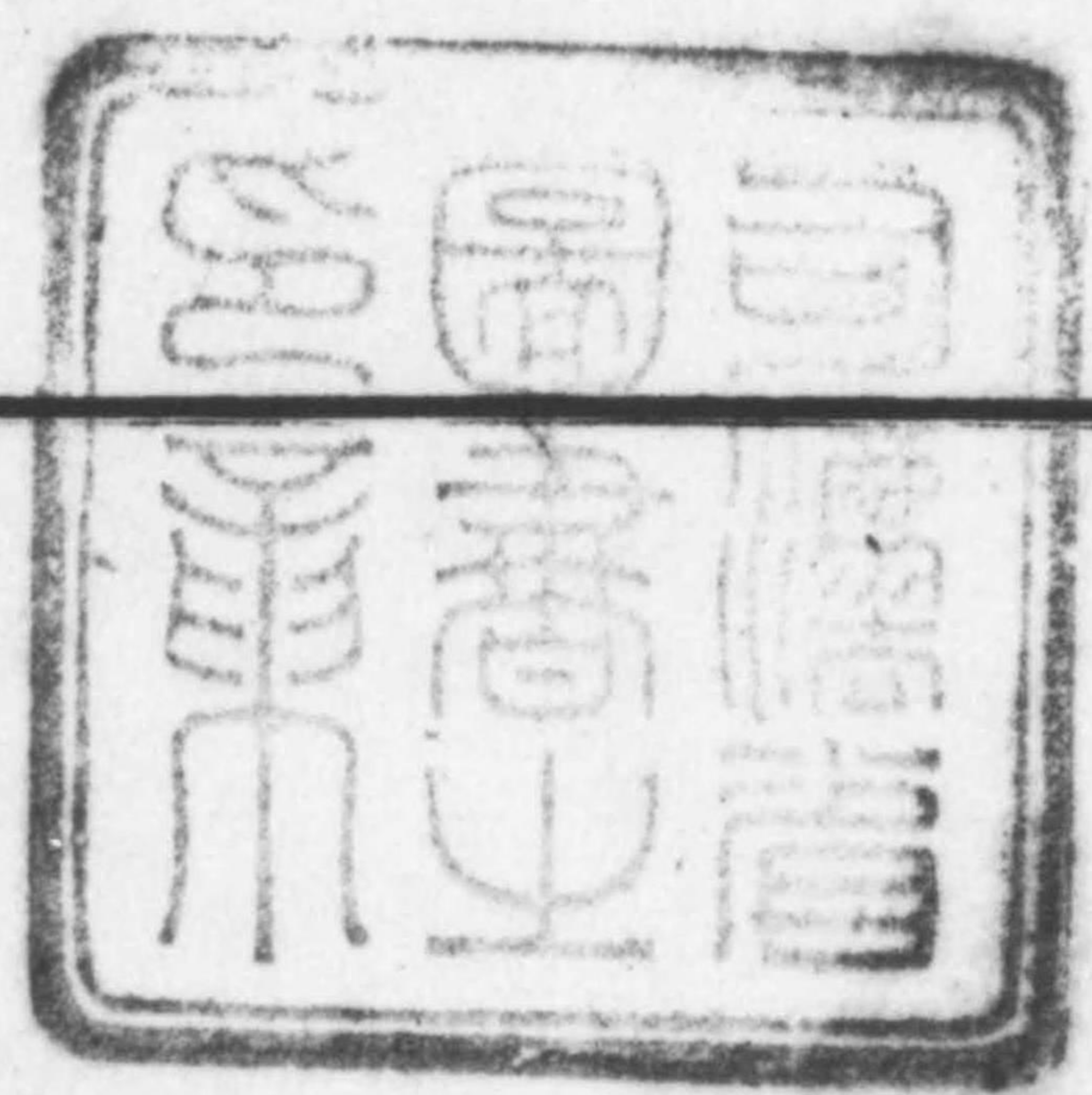
大井潤一 校

國法汎論卷之七 下 終

國法論

卷七

文部省



00  
2  
05